

公益社団法人全国結核予防婦人団体連絡協議会事務局運営規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人全国結核予防婦人団体連絡協議会（以下「本協議会」という。）定款第56条第4項の規定に基づき、事務局における事務の適正な運営を図ることを目的とする。

(事務局)

第2条 本協議会は事務局を、東京都千代田区神田三崎町1丁目3番12号、公益財団法人結核予防会（以下、「予防会」という。）事務所に置く。

第3条 本協議会は予防会と、貸室賃貸借契約を締結し、所定の負担金（負担金とは共益費、光熱水道料費の額とし、その金額は予防会と協議して定める。）を支払うこととする。

(業務)

第4条 定款第56条第2項に定める事務局長と所要の職員は、次に掲げる各事項の事務を行う。

1. 公印の管理に関する事。
2. 会議に関する事。
3. 定款の改廃並びに諸規定の制定及び改廃に関する事。
4. 文書に関する事。
5. 予算、決算及び会計経理に関する事。
6. 資産の管理に関する事。
7. 結核及び生活習慣病を中心とする疾病の予防及び教育に関する事業の実施並びに資金の造成に関する事。
8. その他本協議会の目的達成に必要な事項に関する事。

(附則)

この規則は、令和3年11月30日から適用する。